

要配慮者施設管理者 様

堺市防災課長
堺市介護事業者課長

水防法等に基づく要配慮者利用施設にかかる避難確保計画の作成等について

平素は、本市政の推進にご理解ご協力いただき厚くお礼申しあげます。

近年、大規模豪雨災害が頻発し、多くの高齢者や障害者の方々が被災され、こうした方々の避難の実効性を確保することが喫緊の課題となっています。令和2年7月豪雨では、熊本県の特別養護老人ホームが甚大な洪水浸水被害に遭い、入所者等多くの方の命が奪われました。

一方、国では、平成29年6月に水防法や土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律が一部改正され、浸水想定区域や土砂災害警戒区域にある要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難確保計画の作成や市への報告、同計画に基づく避難訓練の実施等が義務付けられています。

貴施設については、浸水想定区域等に所在していることから、同計画の作成等が必要となりますので、速やかに作成後、下記のとおり報告(提出)をお願いします。

今後とも、貴施設での避難の実効性を確保するため、さらなるご尽力をいただきますようお願い申しあげます。

記

1. 計画の作成方法

別紙参考資料「避難確保計画の作成方法」等を参考のうえ作成してください。
ご不明な点は、下記提出先までお問い合わせください。

2. 提出方法

避難確保計画作成報告書(1部)及び避難確保計画(2部)を下記へ郵送してください。

3. 提出先

堺市 危機管理室 防災課 (担当: 古川、芋縄)

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-228-7605 / FAX 072-222-7339 / E-mail bousai@city.sakai.lg.jp

4. その他

市が行う実地指導時等において、避難確保計画の内容や避難訓練の実施の有無について確認させていただくことがあります。